

東山広報板

東山区役所 〒605-8511 清水5丁目130-6 問=問い合わせ先
☎561-1191(代表) ☎541-9104 申=申し込み先

「京都いつでもコール」市政情報総合案内コールセンター 午前8時～午後9時(年中無休)
電話661-3755 FAX661-5855 ※かけ間違いにご注意ください。
電子メール (以下のホームページから)
パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html> 携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

● 相談 ●

弁護士による無料法律相談

日時 毎週水曜日(祝日を除く)
午後1時15分～3時45分
(お1人20分以内)
受付 午後1時～3時20分
場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室
定員 7名(先着順)

行政相談委員による無料行政相談

日時 9月4日(木)
午後1時30分～3時30分
場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

司法書士による無料法律相談

日時 8月15日(金)
午後1時30分～3時30分
場所 区総合庁舎1階交流ロビー

問=地域力推進室(☎561-9114)

● 税 ●

長期優良住宅に係る固定資産税の減額制度について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅で、平成28年3月31日までに一定の要件(床面積要件など)を満たし新築された場合、新たに課税される年度から5年度分(3階建以上の耐火建築物又は準耐火建築物は7年度分)の固定資産税について、床面積120㎡までに相当する部分の税額が2分の1減額されます。減額を受けるには、新築された年の翌年の1月31日までに必要書類とともに申告が必要となりますので、物件が所在する区役所・支所の固定資産税担当課までご相談ください。

問=課税課固定資産税担当(☎561-9378)

● 保険年金 ●

入院や外来受診で高額な自己負担が見込まれる方へのご案内(「限度額適用認定証」などの申請)

入院や高額な外来受診の予定があり、高額な自己負担金が見込まれる場合、事前にご相談ください。保険証と印かんをご持参のうえ、申請により「限度額適用認定証」などを交付いたしますので、医療機関へご提示ください。

ア 医療費の支払いが世帯の自己負担限度額までで済みます。

イ 入院時の食事代が減額されます(市民税非課税世帯の方に限ります)。

※国民健康保険にご加入の70歳未満の方については、保険料を滞納している場合、前記アが適用されない場合があります。

※市民税課税世帯の方で、国民健康保険にご加入の方は、お手持ちの高齢受給者証、または後期高齢者医療被保険者証を医療機関へご提示いただくと、医療費の支払いが世帯の自己負担限度額までで済みますので、申請は不要です。

問=保険年金課保険給付・年金担当(☎561-9199)

● 福祉 ●

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、外国籍市民重度障害者特別給付金の現況届の提出をお忘れなく

8月は、特別障害者手当、障害児福祉手当、

経過的福祉手当、外国籍市民重度障害者特別給付金を受けておられる方が、届出(現況届の提出)をしていただく月です。

指定された期間に支援保護課へ届出をしてください。届出をお忘れになりますと、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

期間：8月11日(月)～9月10日(水)

問=支援保護課支援第二係(☎561-9348)

児童扶養手当の現況届、特別児童扶養手当の所得状況届の提出をお忘れなく

8月は、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けておられる方が、手当を受けていただくために、届出(現況届、所得状況届の提出)をしていただく月です。

それぞれ指定された期間に支援保護課へ届出をしてください。届出をお忘れになりますと、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

児童扶養手当

期間：8月1日(金)～9月1日(月)

問=支援保護課支援第一係(☎561-9350)

特別児童扶養手当

期間：8月11日(月)～9月10日(水)

問=支援保護課支援第二係(☎561-9348)

東山図書館

東山区総合庁舎南館2階 ☎541-5455

開館：午前9時30分～午後5時

(平日の月・木曜日は午後7時まで)

休館：毎週火曜日

おたのしみ会

日時 8月23日(土)午前11時～11時30分

場所 東山図書館幼児コーナー

内容 工作「扇子をつくろう！」

9月のテーマ図書の展示と貸出

期間：9月1日(月)～9月29日(月)

一般書・児童書「作家」

えほん「むかしのおはなし」

東山青少年活動センター

東山区総合庁舎2階 ☎541-0619

開館：午前10時～午後9時

(日曜日、祝日は午後6時まで)

休館：毎週水曜日

アトスペース夏イベント まちをつくろう

東山青少年活動センターに白い街が出現。自分の家を建て、思い思いに街を飾ろう。最後にはここにしかない街ができます！



開催日 8月24日(日)

①午前11時30分～午後1時30分

②午後2時～4時

対象 市内在住の方(小学生以上でご参加ください)

参加費 300円(各回)

定員 10名(各回)

場所 東山青少年活動センター創造工作室
申込み 電話または直接来館にて先着順受付

東山警察署

京都市東山区清水4丁目185-6

☎525-0110

あなたの自転車が狙われています

東山区では、6月末までに355件の軽犯罪被害が発生しており、そのうち237件が窃盗犯、すなわち「ドロボー」です。また、その約30%が「自転車盗」であり、昨年と比べ約47%も増加しています。

これ以上被害を出さないために、「路上に駐輪しない」、「必ず鍵をかける(ツーロック)」ことを徹底して、あなたの大事な自転車を被害から守りましょう。

カレンダー 8/15～9/14

8月	行事名	掲載面
15 金	相談 司法書士による無料法律相談	(4)
16 土		
17 日		
18 月		
19 火	東山区人権学習ツアー申込開始(～9/5)	(2)
20 水	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
21 木		
22 金	東山区民ふれあい文化財鑑賞会申込開始(～9/19)	(2)
23 土	図書館 おたのしみ会	(4)
24 日	青少年 アトスペース夏イベント まちをつくろう	(4)
25 月		
26 火		
27 水	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
28 木		
29 金		
30 土	京都市総合防災訓練	(1)
31 日		

9月	行事名	掲載面
1 月	救急パネル展(～11日)	(3)
	児童扶養手当の現況届の提出期限	(4)
	9月のテーマ図書の展示と貸出(～29日)	(4)
	市・府民税 第2期分納期限	
2 火		
3 水	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
4 木	相談 行政相談委員による無料行政相談	(4)
5 金		
6 土	有害・危険ごみ等の移動式拠点回収事業	(2)
7 日		
8 月	第14回東山救急講演会	(3)
9 火		
	有害・危険ごみ等の移動式拠点回収事業	(2)
10 水	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、外国籍市民重度障害者特別給付金の現況届の提出期限	(4)
	特別児童扶養手当所得状況届提出期限	(4)
	相談 弁護士による無料法律相談	(4)
11 木		
12 金	第37回「東山自衛消防隊訓練大会」	(3)
13 土	有害・危険ごみ等の移動式拠点回収事業	(2)
14 日		

※時間、会場、問い合わせ先などは、掲載記事をご覧ください。